

草津市災害時要援護者避難支援プラン
全体計画(案)
(21. 8)

滋賀県草津市

第1章 総則	
1.1 趣旨	2
1.2 位置付け	2
1.3 基本方針	3
第2章 避難支援体制の構築	
2.1 支援体制の整備	3
2.2 関係機関の役割	4
第3章 要援護者の把握	
3.1 要援護者リストの作成	6
3.2 市の要援護者リストの対象者	6
3.3 情報の収集	6
3.4 要援護者リストの適正管理	7
第4章 要援護者登録制度と個別支援プランの作成	
4.1 要援護者登録制度	8
4.2 要援護者リストの適正管理	8
4.3 個別支援プランの作成	9
4.4 個別支援プランの内容	9
4.5 個別支援プランの適正管理	9
第5章 情報伝達・避難誘導の実施	
5.1 情報伝達	10
5.2 避難誘導	11
第6章 避難所における支援	
6.1 避難所の開設	12
6.2 避難所の環境整備	12
6.3 福祉避難所の設置	12
6.4 運営における留意点	13
第7章 要援護者の避難訓練の実施	
7.1 要援護者の避難訓練	14
付属資料 個別支援プラン案	15

第1章 総則

1.1 趣旨

自然災害が発生したとき、人々の生命を守るという点から重要なことは、人々が安全な場所へ円滑に避難できることです。しかしながら、高齢者や障害者の方々の中には、何らかの手助けなしには、避難が困難な方も多くおられ、近年のゲリラ豪雨などに代表される突発的災害により、多くの方が死傷しているという実態があります。

また、地震災害時においても、これらの方の円滑な避難や、早期の救助、またその支援体制づくりが大変重要であると言われてしています。

そこで、このような方を「災害時要援護者」(以下「要援護者」といいます。)と呼び、この要援護者への支援に関する取り組みが急務となっています。

また、要援護者の避難支援においては、地域住民と行政の協働が欠かせないことから、災害時の対応において中心的な役割を担う自治体と、そこにお住まいの地域住民の方々が力を結集し、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって、災害時にひとりも見逃さないという取り組みを進めなければなりません。

草津市災害時要援護者避難支援プラン(以下「避難支援プラン」といいます。)は、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにするものです。

1.2 位置付け

避難支援プランは、草津市地域防災計画中の第3部第10章に規定する災害時要援護者安全確保計画および第4部17章に規定する災害時要援護者対策計画のうち、避難支援に関する事項を具体化するものです。

【草津市地域防災計画抜粋】

第3部 第10章 災害時要援護者安全確保計画

第3 事業計画

自力で避難することが困難な高齢者・障害者等要援護者を適切に避難誘導するため、市に災害対策本部・避難対策部避難所班に要援護者支援グループを編成し、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から支援プラン(一人ひとりのプラン)の作成を徹底し、適切な避難誘導體制の整備に努める。

第4部 第17章 災害時要援護者対策計画

第2 要援護者応急対策

1 災害発生以前の対策

- (1)隣近所や自治会における要援護者に対する救護・支援体制の整備
- (4)地域社会の協力による要援護者に対する支援対策の確立

1.3 基本方針

1.3.1 対象とする者

要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが、特に困難な人のことで、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等が対象となります。

要援護者の中には、医療機関への入院や施設への入所、又は家族との同居にあるなど、日常的に特定の者から支援を受けられる人も、相当数含まれています。

このプランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者を要援護者と位置づけて、避難支援を重点的かつ優先的に進めます。

1.3.2 対象とする災害および地域

この避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は市内全域とします。

第2章 避難支援体制の構築

2.1 支援体制の整備

2.1.1 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、関係部局が協力して要援護者の避難支援のための業務を推進するものとします。

市は避難支援プランを実効力のあるものとし、要援護者に対する避難支援業務を的確に実施するため、地域防災計画に基づき、災害時要援護者支援班を設置します。

2.1.2 災害時要援護者支援班

① 位置付け

<平常時> 市役所内関係課の横断的なプロジェクト・チームとして活動します。

<災害時> 災害対策本部避難対策部内に独立した班として設置します。

② 構成

<平常時> 社会福祉課、長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課、健康増進課、危機管理課、まちづくり協働課、河川課で構成し、避難支援体制の具体的な推進に当たっては、民生委員児童委員協議会、町内会組織(自主防災組織)、社会福祉協議会、滋賀県等と連携を図りながら進めるものとします。

<災害時> 長寿福祉課長を班長とし、長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課で構成し、災害対策本部の避難対策部内に設置します。また、民生委員児童委員協議会、町内会組織(自主防災組織)、社会福祉協議会等との連携を図るものとします。

③ 業務

<平常時> 要援護者支援施策の啓発、要援護者リスト、要援護登録者リストの作成・管理、個別支援プランの作成支援、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施等を行います。

＜災害時＞ 要援護者の安否確認・避難状況の把握、避難所等との連携・情報共有を行います。

2. 1. 3 地域における避難支援体制の整備

民生委員児童委員協議会、町内会組織(自主防災組織)等は、日頃から、地域の要援護者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の避難支援が実施できる体制の整備に努めるものとします。

2. 2 関係機関の役割

2. 2. 1 草津市の役割

＜平常時＞

- ① 要援護者情報の集約
- ② 要援護者リストの作成・管理・更新
- ③ 要援護登録者リストの作成・管理・更新
- ④ 民生委員児童委員協議会への要援護者リスト、要援護登録者リストの提供
- ⑤ 避難支援プランの周知および個別支援プラン作成についての啓発等
- ⑥ 個別支援プラン作成についての作成支援
- ⑦ 福祉避難所施設の指定および運営体制の確保
- ⑧ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ⑨ 要援護者避難訓練の実施および地域避難訓練への指導・協力
- ⑩ 避難支援プランの修正

＜災害時＞

- ① 避難準備情報等の発令・伝達
- ② 安否確認・避難状況の把握
- ③ 避難所の開設
- ④ 福祉避難所施設への受入要請
- ⑤ 避難所で組織される災害時要援護者班と連携した要援護者への支援

2. 2. 2 滋賀県の役割

＜平常時＞

- ① 市が行う要援護者避難支援対策への支援
- ② 要援護者避難支援対策の啓発等
- ③ 難病患者のうち特定疾患医療受給者の要援護者情報登録のための同意確認、情報提供

2. 2. 3 町内会組織(自主防災組織)の役割

＜平常時＞

- ① 災害時避難支援者の選任
- ② 個別支援プランの作成支援・管理・更新

③ 災害時要援護者班の設置

<災害時>

- ① 要援護者および避難支援者への避難準備情報等の伝達
- ② 避難支援者との連携・協力
- ③ 要援護者の避難支援、安否確認

2. 2. 4 民生委員児童委員協議会の役割

<平常時>

- ① 要援護者情報の把握
- ② 要援護者リストの管理、更新
- ③ 要援護登録者リストの管理、更新
- ④ 要援護者への訪問・啓発
- ⑤ 要援護登録のための同意確認
- ⑥ 要援護者情報更新にかかる調査
- ⑦ 個別支援プランの作成支援、管理、更新
- ⑧ 避難支援者の選任の協力

<災害時>

- ① 要援護者および避難支援者への情報伝達支援
- ② 避難支援者との連携・協力
- ③ 要援護者の避難支援、安否確認

2. 2. 5 草津市社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ① 避難支援プランの周知および個別支援プラン作成についての啓発等
- ② 個別支援プラン作成についての作成支援
- ③ 要援護者避難訓練および地域避難訓練への協力

<災害時>

- ① 災害ボランティアセンターの運営

2. 2. 6 草津市ボランティア連絡協議会の役割

<平常時>

- ① ボランティア関係団体への啓発
- ② 避難支援者の選任の協力

<災害時>

- ① 災害ボランティアセンターの運営の協力

2. 2. 7 老人クラブ連合会、障害者団体、社会福祉施設、地域包括支援センター等の役割

<平常時>

- ① 要援護対象者への啓発、同意促進への協力
- ② 要援護者情報および避難支援者情報の提供

<災害時>

- ① 避難支援、安否確認への協力

2. 2. 8 湖南広域行政組合消防局、草津市消防団の役割

<平常時>

- ① 要援護者の避難支援体制整備への協力

<災害時>

- ① 消防・水防活動
- ② 被災者の救出・救護、避難誘導活動

第3章 要援護者の把握

3. 1 要援護者リストの作成

市は、市域における要援護者を把握するため、一般的に要援護者と言われる方のうち特に支援が必要な対象者として考えられる高齢者、障害者について、市が保有する情報から要援護者リストを作成するものとします。

なお、難病患者のうち特定疾患医療受給者については、滋賀県において作成、管理します。

3. 2 市の要援護者リストの対象者

要援護者リストの対象者は、次に掲げる者のうち、在宅の者とします。

- ① 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- ③ 介護保険法に規定する要介護度認定において、要介護1以上の認定を受けている者
- ④ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、同施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
- ⑤ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受け、同通知に規定する程度区分のうちA1又はA2の判定を受けた者
- ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に該当する精神障害を有する者
- ⑦ 前号に準じる状態にある者で、自ら要援護者であることを申し出た者

3. 3 情報の収集

3. 3. 1 市による情報の収集

市は、要援護者リストを作成するため、草津市個人情報保護条例第10条の規定に従い、市が保有する次に掲げる台帳から要援護者の要件に合う者の情報を収集するものとします。

- ① 住民基本台帳
- ② 高年齢者台帳

- ③ 要介護認定台帳
- ④ 身体障害者手帳交付台帳
- ⑤ 療育手帳交付台帳
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

3. 3. 2 収集する情報の項目

- ① 要援護者氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日(年齢)
- ④ 住所
- ⑤ 要援護者の要件区分
- ⑥ 世帯人数
- ⑦ 身体等の状況(介護認定、障害手帳の有無等)
- ⑧ 町内会名
- ⑨ 管理コード(要援護者、町内会)

3. 4 要援護者リストの適正管理

3. 4. 1 保管及び使用の制限

市は、草津市個人情報保護条例に基づき、適正に保管するとともに、次に掲げる目的にのみ使用できるものとします。

- ① 要援護者の把握及び情報の更新
- ② 要援護者の個別支援プランの作成促進
- ③ 安否情報の確認

3. 4. 2 情報の更新

市は、要援護者情報は次のとおり更新を行うものとします。なお、情報の更新がなされた場合は、速やかに情報共有者へ提供するものとし、不要となった変更前の情報は適正に廃棄するものとします。

- ① 市保有データの最新化による年1回の定時更新

3. 4. 3 情報の共有

要援護者リストに記載された情報は、社会福祉課で管理するものとし、民生委員児童委員協議会と情報共有するものとします。

第4章 要援護者登録制度と個別支援プランの作成

4.1 要援護者登録制度

4.1.1 制度内容

第3章で整備する要援護者リストに記載された個人情報、個人情報保護条例に基づき保護されており、市、民生委員児童委員協議会など法令によって守秘義務が課せられた者のみの取扱いとなります。

しかしながら、災害時に要援護者の避難支援や救助を円滑に行うためには、避難支援者や民生委員児童委員協議会、町内会組織(自主防災組織)等がその情報を共有し、日頃から要援護者とコミュニケーションを確保し、災害の発生に備えておく必要があります。

そこで、地域における要援護者の支援体制を整備するため、要援護者に対し、個人情報保護条例の規定による個人情報の目的外利用の同意を得て、要援護登録者リストを整備する制度を構築するものです。

4.1.2 登録方法

要援護者の登録は、「手挙げ方式」および「同意方式」によるものとし、方式毎の内容、対象者は以下のとおりとします。

① 手挙げ方式

市で作成した要援護者リストから、手挙げ方式に該当する対象者に市が通知し、同意を確認するものとします。対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、自ら要援護者と申し出た者とします。

また、難病患者のうち特定疾患医療受給者については、滋賀県が該当者に通知し、同意を確認するものとします。

② 同意方式

市の依頼に基づき、民生委員児童委員協議会が要援護者本人に直接働きかけ、同意を得る方式を言います。市で作成した要援護者リストから同意方式該当者リストを作成し、民生委員児童委員が対象者へ訪問し、同意を確認するものとします。

4.1.3 要援護登録者リストで収集する項目

要援護者リストで収集した項目に、同意確認項目を追加して整理するものとします。

4.2 要援護登録者リストの適正管理

4.2.1 保管及び使用の制限

市は、草津市個人情報保護条例に基づき、適正に保管するとともに、次に掲げる目的にのみ使用できるものとします。

- ① 要援護者の把握及び情報の更新
- ② 要援護者の個別支援プランの作成促進
- ③ 安否情報の確認

4. 2. 2 情報の更新

市は、要援護者情報は次のとおり更新を行うものとします。なお、情報の更新がなされた場合は、速やかに情報共有者へ提供するものとし、不要となった変更前の情報は適正に廃棄するものとします。

- ① 市保有データの最新化による年1回の定時更新

4. 2. 3 情報の共有

要援護者リストに記載された情報は、社会福祉課で管理するものとし、民生委員児童委員協議会と情報共有するものとします。

4. 3 個別支援プランの作成

要援護者の避難誘導を迅速かつ円滑に行うため、要援護者本人又は家族等とともに、個々に対応する支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別支援プランを作成するものとします。

個別支援プランは、同意確認時に本人、家族等の記載により作成するものとし、各同意確認者が作成支援を行うことができるものとします。また、各関係機関は必要に応じて、個別支援プランの作成に係る指導・協力を行うこととします。

また、避難支援者について、本人、家族等で選定できない場合は、町内会組織（自主防災組織）が選任するものとし、各関係機関はそれを支援するものとします。

4. 4 個別支援プランの内容

個別支援プランには、登録者リストに記載された項目と併せて避難支援に必要な次に掲げる事項を記載します。

- ① 避難支援者情報（氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、居住建物の状況等）
- ② 緊急時の家族の連絡先（氏名、関係、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等）
- ③ 避難支援者情報（氏名、関係・所属、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等）
- ④ 通所先の介護事業所、社会福祉施設等
- ⑤ かかりつけ医および携行する医薬品等
- ⑥ 緊急通報システムの有無⑦
- ⑦ 情報伝達ルート
- ⑧ 登録者の状況（生活状況、情報伝達・避難誘導時および避難先での留意事項、その他）

なお、避難支援者の選定にあたっては、要援護者の意思を最大限に考慮し、身近な者からの複数者の選定や、町内会毎の災害時要援護者班における組織的な支援、昼夜で別の支援者を設定するなどの配慮に努めるものとします。

4. 5 個別支援プランの適正管理

4. 5. 1 情報の共有、管理及び使用の制限

個別支援プランは、要援護者本人のほか、避難支援者、民生委員児童委員協議会、町内会組織(自主防災組織)が共有できるものとし、管理責任者は、町内会組織(自主防災組織)とします。

なお、個別支援プランの情報を、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と共有する場合、情報の提供を受ける関係機関は、「個別支援プランに係る秘密の保持に関する誓約書」を市に提出するものとし、個人情報の漏洩が発生しないように十分なセキュリティ対策を講じるものとします。

また、個別支援プランの情報は、要援護者の避難支援に関する目的以外に使用してはならないものとします。

4. 5. 2 情報の更新

個別支援プランの適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために不可欠であるため、支援者、町内会組織(自主防災組織)、民生委員児童委員協議会等は、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、要援護者による確認のもと随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努めるものとします。

なお、少なくとも年1回は、個別支援プランに記載された事項を確認することとし、各関係機関は必要に応じて、個別支援プランの更新に係る指導・協力を行うこととします。

第5章 情報伝達・避難誘導の実施

5. 1 情報伝達

5. 1. 1 情報伝達体制

(1)市

市は、災害時における災害準備情報や災害関連情報について、要援護者本人にとどまらず、その家族や支援者に対しても広く周知を図るものとします。また、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとします。

(2)避難支援者

情報伝達を行う避難支援者は、市が発表する避難準備情報を入手したときは、直ちに自らが担当する要援護者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を進め、速やかな避難を促すものとします。

5. 1. 2 情報伝達ルート

災害準備情報等の伝達については、市から各町内会長(又は自主防災組織の代表者)を通じて避難支援者を経て、要援護者等へ行うものとします。

また、特別養護老人ホーム等の災害時要援護者施設等への情報伝達については、市から行うものとします。

5. 1. 3 情報伝達手段

電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等にも対応できるよう情報の伝達手段は、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとします。

情報伝達手段例	音声	文字
市の広報車、消防団車両による広報	○	
放送事業者(テレビ、ラジオ)への情報提供による放送	○	○
コミュニティFMとの災害協定による緊急放送	○	
電話、FAX、電子メール、携帯メールサービス	○	○
防災行政無線、屋外拡声装置	○	

5. 2 避難誘導

5. 2. 1 避難誘導體制

(1) 市

市は、避難準備情報等の発表の状況や避難所の開設状況を把握し、避難支援者や関係団体等からの照会等に迅速に対応するほか、福祉避難所等との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導を実施するものとします。

また、福祉避難所が指定されている場合、支援者や関係機関からの問い合わせに対して受け入れ可能な施設に関する情報を提供することにより避難誘導を支援するものとします。

(2) 避難支援者

避難誘導を行う支援者は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を入手したときは、個別支援プランに基づき要援護者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄の指定避難所へ誘導を行うものとします。

5. 2. 2 避難誘導における留意事項

平常時においては、要援護者の避難経路を確認しておくよう努めるものとし、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

避難誘導時においては、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど避難支援者自身の安全が確保できない状況においては、無理をしての外出は控え、市の災害時要援護者支援班、消防局、消防団等に状況を連絡して応援を要請するものとします。

また、ショック等による急激な容態の悪化や怪我をした要援護者については、速やかに消防局への連絡を行い、緊急手当てや入院可能な医療機関への搬送を行うものとします。そのほか、医療行為が必要な要援護者についても、かかりつけの医療機関等との連携を図るものとします。

第6章 避難所における支援

6.1 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市地域防災計画に定める基準に基づき、速やかに避難所を開設し、避難所を受け入れる体制を整えるものとします。

また、避難所を開設したことについて、多様な伝達手段を活用して市民へ周知するものとします。

6.2 避難所の環境整備

要援護者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが想定されます。

とりわけ避難所生活が長期化する場合には、要援護者に対して日常的な介護・支援等が必要となります。

市は、地域防災計画で指定する避難所について、要援護者の利用にも配慮して次のような環境整備に努めるものとします。

(1) 施設の整備改善

- ① 段差解消、手摺りの設置等のバリアフリー化
- ② トイレの洋式化、身体障害者用トイレへの改良、新設
- ③ 給湯設備の設置

(2) 仮設等による対策

- ① 要援護者等のための別室の確保
- ② 乳幼児、成人向けおむつ交換場所の確保
- ③ 間仕切り等によるプライバシーの確保
- ④ トイレに近い場所への要援護者エリアの確保
- ⑤ 車いすが通行可能な通路の確保
- ⑥ 畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ⑦ 車いす、簡易ベッド、障害者対応型仮設トイレ等の配置
- ⑧ 医療機器の使用に伴う仮設電源の確保

なお、これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応策を講じておくこととします。

6.3 福祉避難所の設置

6.3.1 福祉避難所の必要性

一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障害者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障害者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助が必要な者にとっては、その特性に応じた専用の避難所(以下「福祉避難所」という。)の設置について、一般の避難所とは別に指定す

るよう努めるものとします。

6. 3. 2 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要援護者をはじめ、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者とします。また、対象者を介助する家族等も対象者ととも避難することができるものとします。

6. 3. 3 福祉避難所となる施設

市は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握するものとします。利用可能な施設とは、次に掲げる施設とし、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用することとします。

- ① 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所可能な老人福祉施設
- ② デイサービスセンター等の通所施設
- ④ 小規模多機能施設等の障害者支援施設(入所型、通所型)
- ⑤ 一般の避難所で、介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

6. 3. 4 福祉避難所の指定と利用

市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定することができるものとします。

市は、福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図るものとします。

また、市は、災害時において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとします。

なお、福祉避難所の利用は、緊急避難的な利用の場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別なサービスを必要とする場合は、緊急入所、ショートステイ等を活用するものとします。

6. 4 運営における留意点

6. 4. 1 避難所生活での配慮

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班等が中心になり、町内会組織(自主防災組織)や福祉関係者、避難支援者、ボランティアの協力を得つつ、要援護者用相談窓口を設けることとします。その際、女性のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行います。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミ

一クラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するものとします。

そのほか、視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、音声だけでなく、掲示も併用するなど特段の配慮を行うものとします。

第7章 要援護者の避難訓練の実施

7.1 要援護者の避難訓練

(1) 市の防災訓練

市の防災訓練では、地域住民や要援護者、支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図ることができると考えられます。

このため、草津市防災総合訓練や水防訓練、地域の防災訓練などの訓練において、要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととします。

(2) 要援護者、支援者、関係機関の防災訓練

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と支援者との信頼関係が不可欠であることから、町内会組織(自主防災組織)は、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要となります。

また、在宅の要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることも重要です。

このため、町内会組織(自主防災組織)が中心となり、民生委員児童委員協議会の協力のもと、要援護者や避難支援者とともに、要援護者の避難計画の作成や避難訓練等を行うことにより、支援体制の充実・強化を図るものとします。